

# 介護老人保健施設 花樞 通所リハビリテーション 利用料金表

(令和4年10月1日現在 ※制度改正により金額が変更されることがあります)

## 通所リハビリテーション 通常規模

(1) 基本利用料 (7時間~8時間のご利用の場合)

項目	要介護①	要介護②	要介護③	要介護④	要介護⑤
通所リハビリテーション費	757単位	897単位	1,039単位	1,206単位	1,369単位
入浴介助加算(I)	40単位	40単位	40単位	40単位	40単位
科学的介護推進体制加算	40単位	40単位	40単位	40単位	40単位
中重度者ケア体制加算	20単位	20単位	20単位	20単位	20単位
サービス提供体制強化加算(I)	22単位	22単位	22単位	22単位	22単位
介護職員処遇改善加算(I)*	41単位	48単位	55単位	62単位	70単位
介護職員等特別処遇改善加算(I)*	18単位	20単位	23単位	27単位	30単位
介護職員等ベースアップ等支援加算*	9単位	10単位	12単位	13単位	15単位
合計	947単位	1,097単位	1,251単位	1,430単位	1,606単位
介護保険一部負担金額(1日)1割負担**	963円	1,116円	1,273円	1,455円	1,634円
介護保険一部負担金額(1日)2割負担**	1,926円	2,232円	2,545円	2,909円	3,267円
介護保険一部負担金額(1日)3割負担**	2,889円	3,347円	3,817円	4,363円	4,900円

実費負担額

1日の利用料

項目	金額	1日の利用料					
		割合	要介護①	要介護②	要介護③	要介護④	要介護⑤
食費	700円	1割	1,823円	1,976円	2,133円	2,315円	2,494円
日用品費	105円	2割	2,786円	3,092円	3,405円	3,769円	4,127円
教養娯楽費	55円	3割	3,749円	4,207円	4,677円	5,223円	5,760円
合計(1日)	860円						

(1) 基本利用料 (6時間~7時間のご利用の場合)

項目	要介護①	要介護②	要介護③	要介護④	要介護⑤
通所リハビリテーション費	710単位	844単位	974単位	1,129単位	1,281単位
入浴介助加算(I)	40単位	40単位	40単位	40単位	40単位
科学的介護推進体制加算	40単位	40単位	40単位	40単位	40単位
中重度者ケア体制加算	20単位	20単位	20単位	20単位	20単位
サービス提供体制強化加算(I)	22単位	22単位	22単位	22単位	22単位
介護職員処遇改善加算(I)*	39単位	45単位	52単位	59単位	66単位
介護職員等特別処遇改善加算(I)*	17単位	19単位	22単位	25単位	28単位
介護職員等ベースアップ等支援加算*	8単位	10単位	11単位	13単位	14単位
合計	896単位	1,040単位	1,181単位	1,348単位	1,511単位
介護保険一部負担金額(1日)1割負担**	912円	1,058円	1,201円	1,371円	1,537円
介護保険一部負担金額(1日)2割負担**	1,823円	2,116円	2,402円	2,742円	3,074円
介護保険一部負担金額(1日)3割負担**	2,734円	3,173円	3,603円	4,113円	4,610円

実費負担額

1日の利用料

項目	金額	1日の利用料					
		割合	要介護①	要介護②	要介護③	要介護④	要介護⑤
食費	700円	1割	1,772円	1,918円	2,061円	2,231円	2,397円
日用品費	105円	2割	2,683円	2,976円	3,262円	3,602円	3,934円
教養娯楽費	55円	3割	3,594円	4,033円	4,463円	4,973円	5,470円
合計(1日)	860円						

## 介護予防通所リハビリテーション

(1) 基本利用料

項目	要支援①	要支援②
通所リハビリテーション費	2,053単位	3,999単位
サービス提供体制強化加算(I)	88単位	176単位
介護職員処遇改善加算(I)*	101単位	196単位
介護職員等特別処遇改善加算(I)*	43単位	84単位
介護職員等ベースアップ等支援加算*	21単位	42単位
合計	2,306単位	4,497単位
介護保険一部負担金額(1月)1割負担**	2,346円	4,574円
介護保険一部負担金額(1月)2割負担**	4,691円	9,147円
介護保険一部負担金額(1月)3割負担**	7,036円	13,721円

実費負担額

項目	金額
食費	700円
日用品費	105円
教養娯楽費	55円
合計(1日)	860円

# 通所リハビリテーション（その他の加算）

(2) 利用単位内訳等

◎加算単位 下記の内容の加算があります

科学的介護推進体制加算	1月につき	40単位
入浴介助加算（Ⅰ）	1日につき	40単位
入浴介助加算（Ⅱ）	1日につき	60単位
短期集中個別リハビリテーション実施加算	1日につき	110単位
中重度者ケア体制加算	1日につき	20単位
送迎を行わない場合	片道につき	-47単位
感染症および災害により臨時的に利用者数が一定減少している場合	基本報酬単位に3.0%を乗じた単位数	
リハビリテーション提供体制加算（3時間から4時間）	1日につき	12単位
リハビリテーション提供体制加算（4時間から5時間）	1日につき	16単位
リハビリテーション提供体制加算（5時間から6時間）	1日につき	20単位
リハビリテーション提供体制加算（6時間から7時間）	1日につき	24単位
リハビリテーション提供体制加算（7時間以上）	1日につき	28単位
リハビリテーションマネジメント加算（A）イ開始から6ヶ月以内	1月につき	560単位
リハビリテーションマネジメント加算（A）イ開始から6ヶ月超	1月につき	240単位
リハビリテーションマネジメント加算（A）ロ開始から6ヶ月以内	1月につき	593単位
リハビリテーションマネジメント加算（A）ロ開始から6ヶ月超	1月につき	273単位
リハビリテーションマネジメント加算（B）イ開始から6ヶ月以内	1月につき	830単位
リハビリテーションマネジメント加算（B）イ開始から6ヶ月超	1月につき	510単位
リハビリテーションマネジメント加算（B）ロ開始から6ヶ月以内	1月につき	863単位
リハビリテーションマネジメント加算（B）ロ開始から6ヶ月超	1月につき	543単位
理学療法士等体制加算	1日につき	30単位
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	1日につき	240単位
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	1月につき	1,920単位
生活行為向上リハビリテーション実施加算 開始から6ヶ月以内	1月につき	1,250単位
栄養アセスメント加算	1月につき	50単位
若年性認知症利用者受入加算	1日につき	60単位
栄養改善加算(1ヶ月に2回を限度)	1回につき	200単位
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（6ヶ月に一回）	1回につき	20単位
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（6ヶ月に一回）	1回につき	5単位
口腔機能向上加算（Ⅰ）（月2回を限度）	1回につき	150単位
口腔機能向上加算（Ⅱ）（月2回を限度）	1回につき	160単位
重度療養管理加算	1日につき	100単位
移行支援加算	1日につき	12単位
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1日につき	22単位
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1日につき	18単位
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1日につき	6単位
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	算定した単位数に4.7%を乗じた単位数	
介護職員等特別処遇改善加算（Ⅰ）	算定した単位数に2.0%を乗じた単位数	
介護職員等特別処遇改善加算（Ⅱ）	算定した単位数に1.7%を乗じた単位数	
介護職員等ベースアップ等支援加算	算定した単位数に1.0%を乗じた単位数	

# 予防通所リハビリテーション（その他の加算）

(2) 利用単位内訳等

◎加算単位 下記の内容の加算があります

科学的介護推進体制加算	1月につき	40単位
運動器機能向上加算	1月につき	225単位
若年性認知症利用者受入加算	1月につき	240単位
栄養アセスメント加算	1月につき	50単位
栄養改善加算	1月につき	200単位
生活行為向上リハビリテーション実施加算 開始から6ヶ月以内	1月につき	562単位
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（6ヶ月に一回）	1回につき	20単位
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（6ヶ月に一回）	1回につき	5単位
口腔機能向上加算（Ⅰ）（月2回を限度）	1回につき	150単位
口腔機能向上加算（Ⅱ）（月2回を限度）	1回につき	160単位
選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）	1月につき	480単位
選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）	1月につき	700単位
事業所評価加算	1月につき	120単位
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）要支援1	1月につき	88単位
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）要支援2	1月につき	176単位
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）要支援1	1月につき	72単位
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）要支援2	1月につき	144単位
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）要支援1	1月につき	24単位
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）要支援2	1月につき	48単位
利用開始月から12月を超えた期間に利用した場合：要支援1	1月につき	-20単位
利用開始月から12月を超えた期間に利用した場合：要支援2	1月につき	-40単位
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	算定した単位数に4.7%を乗じた単位数	
介護職員等特別処遇改善加算（Ⅰ）	算定した単位数に2.0%を乗じた単位数	
介護職員等特別処遇改善加算（Ⅱ）	算定した単位数に1.7%を乗じた単位数	
介護職員等ベースアップ等支援加算	算定した単位数に1.0%を乗じた単位数	

## ◎その他の料金

おやつ代	1食につき	140円
おしめ代	1枚につき	210円
尿取りパット代	1枚につき	105円
理容代		2200円

\*介護職員処遇改善加算Ⅰについては総単位数（基本サービス費に各種加算減算を加えた単位数）に4.7%、介護職員等特別処遇改善加算Ⅰは2.0%、介護職員等ベースアップ等支援加算は1.0%を乗じた単位数となります。

\*\* 金額換算については取得した介護報酬総単位数に、厚生労働省が定める地域区分の単価を乗じた額を算出し、それに介護保険負担割合証に記載された割合の負担となります。

尚、給付制限のある場合には、負担割合が異なります。

※「居住費」及び「食費」においては、国が定める負担限度額段階の利用者の自己負担額をごらなさい。